

宗像市立学校の適正規模・適正配置及び学校施設整備に関する基本方針策定 支援業務委託仕様書

1. 業務名 宗像市立学校の適正規模・適正配置及び学校施設整備に関する基本方針策定 支援業務委託

2. 業務の目的

日本全体で少子化、人口減少が進む中、本市においても人口減少の局面に差し掛かっており、児童生徒数も今後減少していくと見込まれる。本市では平成29年10月に「宗像市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針」を策定し、国の示す基準に沿って本市の学校施設の適正規模等について基本的な考え方を示したが、近年の特別支援学級に在籍する児童生徒数の急激な増加や今後のまちづくりを意識した施設整備に関する基本的な考え方を盛り込む必要が生じたことから、「宗像市立学校の適正規模・適正配置及び学校施設整備に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)」を策定することとした。

本市では小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校を設置しているが、学校施設の延べ床面積は約13.8万㎡(市の公共施設全体の51%)であり、その50%が築40年を経過している。現在策定中の「宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画」においては、保有総量圧縮を前提として施設更新の際には集約化、複合化を図ることとしており、学校施設も例外ではない。

本業務では、今後の本市における学校規模・配置の適正化及び学校施設整備に関する基本方針の策定に向け、検討に必要な精緻な児童生徒数推計等のデータ作成や学校区や学校施設の課題等を分析・整理し、基本方針策定の支援と基本方針策定後の検討手法及びプロセスの提案を行うことを目的とする。

3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

(1)対象施設の沿革・立地等の現状と課題の整理

市立学校の配置状況、各校の沿革、校地・建物の状況、市内地域別の人口動向・開発動向・交通環境等を含む特性の把握を行い、各学校の現状と課題を整理する。検証は図上を主とし、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(2)各種上位計画、関連計画等の整理

関係法令、「第3次宗像市総合計画」及び「第4期宗像市教育大綱」等の上位計画、「宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画」等の関連が想定される各種計画を把握し、本基本方針との連動性が確保できるよう整理・分析する。

(3)学校別、地域別の児童生徒数及び学級数の推計

「宗像市人口ビジョン」ほか関連計画等を踏まえ、宅地やマンション開発等の影響も考慮した上で、今後の学校別、地域別の児童生徒数及び学級数の推計(普通学級、特別支援学級)を行う(2070年まで)。また、今後の状況変化に応じ再度推計を行うことができるよう、児童生徒数推計算出用データ(Excel)を作成・提供する。

(4)学校施設の適正規模・適正配置の検討

児童生徒数の規模や通学距離等を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置の検討を行う。また、児童生徒数及び学級数の推計(普通学級、特別支援学級)、学校施設の改修・更新の計画等を基に適正化の方策や実施時期等のシミュレーションを実施する。あわせて小学校のプール等、既存施設の利活用、転用について検討する。

児童生徒数の増減に対する増築を含む施設整備や空き教室使用に関する基準を検討する。また、児童生徒の安全面考慮等により公共施設アセットマネジメント推進計画の更新計画によらない更新の検討を開始する基準を検討する。

(5)他の施設との複合化・共用化の検討

全国での公共施設の複合化・共用化の事例の収集・整理を行う。公共施設に限らず、学校施設と民間施設を含む他の施設の複合化・共用化等の実現可能性を加味した検討を行い、イメージイラストを作成する。(4枚程度)

(6)児童生徒・保護者・教職員へのアンケート

児童生徒・保護者・教職員へのアンケートの作成支援と回答結果の集計・分析を行い、それらをまとめた報告書(PDF・紙ベース)を作成する。なお、アンケートの概要は次のとおりである。

<目的>

本計画を策定する上で必要な事項について、児童生徒、保護者、教職員の意識や考えを把握する。

<対象者数>総数 約17,000人

ア児童生徒・・・約8,400人(市立学校在籍児童生徒数)

イ児童生徒の保護者

ウ市立小中学校に勤務する教員

<調査方法>

各学校を通じて質問を配信し、インターネット上のアンケートフォームで回答

※アンケートフォームで回答できない場合に、書面で回答が提出される場合がある。

<想定回収率>

80%

<設問数>

それぞれ10問程度

(7)基本方針掲載データ作成、素案の作成及び編集補助等

各種データの作成及び分析を行った結果を整理し、基本方針及び概要版の素案を作成する。必要に応じてイラスト等を使用し、わかりやすい紙面となるよう工夫すること。また、その後編集等を行う場合においても補助を行うものとする。

なお、基本方針の構成は、以下を想定しているが、例示的なものであり、より目的に合致した提案があれば、これに従う必要はない。

基本方針の構成(案)

1. 基本方針策定の目的、位置づけ
2. 児童生徒数、学級数の推移と将来推計
3. 現在の学校施設の配置、老朽化の状況
4. 市が目指す学校教育、これからの学校
5. 適正規模、適正配置の方針
6. 適正化に近づけるための方策
7. 施設整備の基本方針
8. 学園ごとの地域性、人口、施設の現状と推計による今後の方針

(8)基本方針策定後の検討手法及びプロセスの提案

施設の更新や大規模改修に合わせた適正化の実施、他の公共施設や民間施設との複合化・共用化、PPP/PFI手法を含む民間活力導入の可能性についての検討手法及び検討プロセス等をまとめた作業プランとロードマップを作成する。

(9)打合せ協議

本業務の担当所管との打合せ協議は、着手時・中間(月1～2回程度)・業務完了時を基本に行う。着手時及び業務完了時の打合せは対面で行い、中間打合せについては、対面もしくは Web 会議を取り入れる。業務の遂行にあたって、連絡を密に取り、打合せ後は速やかに議事録を作成して相互に確認する。

(10)その他関連事務

- ・各種会議に向けた資料作成支援
- ・上記に掲げる事項以外について、本業務の目的を達成するうえで有効な提案があれば盛り込むものとする。

5. 業務実施体制

(1)統括責任者等の配置

本業務を円滑に遂行できるよう、類似事業を経験したことのある統括責任者、実務経験者を含む担当者、その他必要な人員を必ず配置すること。

(2)業務計画書を作成すること

実施体制、計画、行程表、スケジュール等について発注者の承認を得ること。なお、基本方

針策定までの庁内調整会議の想定スケジュールは以下のとおり。

8月 課題や人口推計を基にした方向性の庁内調整会議

10月 基本方針素案の庁内調整会議

1月 基本方針の庁内最終調整会議

6. 成果品について

- ・完了報告書(紙ベース1部、データ1式)
 - ・基本方針及び概要版(紙ベース各20部、電子データ1式)
 - ・「4. 業務内容」で作成、検討した各種資料(電子データ1式)
 - ・本業務の一環で行った打合せ議事録(電子データ1式)
 - ・上記のほか、本業務に関連して作成した電子データ1式
- ※電子データについては、CD等による提出とする。

7. 留意事項等

(1)本業務履行に際して必要な人件費、取材費、旅費等は全て当初の契約金額に含むものとする。

(2)本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1)関係法令の遵守

受注者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

(2)業務の一括再委託の禁止

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者の許可を得たうえで業務の一部を委託することができる。

9. その他

この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

10. 個人情報保護に係る要件

受注者は、個人情報の保護に関する法律、宗像市個人情報の保護に関する法律施行条例、宗像市情報セキュリティポリシー及び宗像市情報セキュリティ実施手順に基づき、個人情報の保護に万全を期すものとする。また、個人情報に関するデータの移行、保管、廃棄といった個人情報を取り扱う業務については、宗像市が指定する個人情報の取扱事項を遵守するものとする。